

議第26号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第11号を削り，第12号を第11号とし，第13号を第12号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における基金特別会計に係る歳入歳出の出納については，平成26年 5 月31日までの間は，なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 京都市土地基金条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中「生ずる」を「生じる」に改め，「基金特別会計歳入歳出予算に計上して，この」を削る。

提案理由

基金特別会計を廃止する必要があるので提案する。